

議案第五号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

港区立上下水道施設上部利用公園条例（昭和五十五年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「二千八十一円」を「二千三百九十三円」に、「一万三千三十一円」を「一万四千九百八十五円」に、「一万九千五百四十八円」を「二万二千四百八十円」に、「九十二円」を「百五円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、

なお従前の例による。

(説明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。